



『トーマツ チャイナ ニュース』

連載

～中国企業会計準則シリーズ～ 第34回 財務諸表の表示

中国室

1. はじめに

今回は、「企業会計準則第30号－財務諸表の表示」（以下、「30号準則」）を解説します。

30号準則は、同一企業の異なる期間における財務諸表及び異なる企業の同一期間における財務諸表の相互の比較可能性を保証する目的で制定されたもので、総則、基本的要求、貸借対照表、損益計算書、所有者持分変動表、注記の6章から構成されています。

また、30号準則の応用指南では、基本財務諸表のうち、貸借対照表、損益計算書及び所有者持分変動計算書と財務諸表注記の様式が、一般企業、商業銀行、保険会社及び証券会社の4種類例示されています。なお、基本財務諸表のうち、キャッシュ・フロー計算書の様式とその注記の様式については、「企業会計準則第31号－キャッシュ・フロー計算書」の応用指南で示されています。

2. 基本的要求

企業が財務諸表を作成する際には、継続企業を前提として、実際に発生した取引及び事象に基づき、企業会計準則の規定に準拠して認識及び測定を行い、それらを基礎とすることが求められています。なお、清算予定など継続企業を前提とした財務諸表の作成が合理的でなくなった場合には、他の前提を採用して財務諸表を作成し、その事実を注記にて開示する必要があります。

財務諸表は少なくとも年度ごとに作成することが要求されています。期中設立のようにその対象期間が1年よりも短い期間で財務諸表を作成した場合には、対象期間と1年より短い理由を開示しなければなりません。

その他の財務諸表の表示に関する基本的要求には、以下のものが挙げられます。

(1) 表示の継続性

財務諸表の表示は継続性が求められ、みだりにこれを変更することは禁止されています。財務諸表の表示を変更した場合には、前期の比較

情報を当期の表示方法にしたがって組替える必要があります。また、財務諸表注記において、変更の理由と性質、並びに組替えた各項目の金額の開示も合わせて求められます。

財務諸表の表示の変更が認められる事例として、30号準則では以下の2点が示されています。

- ① 会計準則により財務諸表項目の表示の変更が求められた場合。
- ② 企業の事業内容の性質に重要な変化が生じ、財務諸表項目の表示の変更によってより信頼性の高く、関連性の高い会計情報の提供が可能となる場合。

(2) 重要性

重要性とは、財務諸表のある項目の省略又は虚偽の表示が、利用者の経済的意思決定に対して影響を与えることを指します。重要性がある場合には、性質又は機能が異なる項目は、財務諸表上単独で表示することが求められます。反対に、重要性がない場合には、単独で開示せず、複数の項目を「その他」のように集約して表示することが認められています。

(3) 相殺の禁止

企業会計準則上、別段の定めがある場合を除き、資産項目と負債項目、又は収益項目と費用項目を表示上相殺消去することは禁止されています。30号準則では、相殺消去に準じた形式であるが、相殺消去ではないと規定している項目を以下の2点挙げています。

- ① 資産項目を減損損失引当金控除後の純額で表示すること。
- ② 通常の活動以外から生じた損益を、収益から費用を控除した後の純額で表示すること（例：有形固定資産処分損益）。

(4) 比較情報の提供

別段の定めがある場合を除き、財務諸表では当期の会計情報だけでなく、前期の比較情報を

全ての表示項目に対して表示することが求められています。

3. 貸借対照表

資産及び負債は、流動・非流動に分けて表示されます。以下の条件のいずれか1つ以上を満たす場合には、流動資産（又は流動負債）に分類され、それ以外の項目が非流動資産（非流動負債）となります。

- (1) 一正常営業循環期間内に実現、販売又は費用化（負債の場合は「弁済」）される予定である。
- (2) 主として売買目的で保有している。
- (3) 貸借対照表日から起算して1年以内に実現（負債の場合は「期限が到来し、弁済」）する予定である。
- (4) 資産：貸借対照表日から起算して1年以内に、その他の資産と交換する、あるいは債務を弁済する能力に制限を受けない現金又は現金同等物。

負債：企業が主体的に弁済を貸借対照表日後1年を超えて繰り延べる権利を有していない場合。

また、所有者持分項目は、日本基準の「純資産の部」に相当するものですが、こちらは流動・非流動区分はなく、以下の項目を単独で表示します。なお、連結貸借対照表を作成している場合には、下記その他、少数株主持分を単独で表示することが求められます。

- (1) 払込資本金（又は株式資本金）
- (2) 資本剰余金
- (3) 利益積立金
- (4) 未処分利益

4. 損益計算書

30号準則では、損益計算書において、以下の項目を単独で表示することが求められています。

営業利益は、下記の(1)から(2)～(9)の合計額を控除した額で算定され、金利等の財務費用や投資収益、公正価値変動損益及び資産減損損失が含まれる点が日本基準と異なります。また、日本基準の経常利益に相当する利益区分はありません。

- (1) 営業収益
- (2) 営業原価
- (3) 営業関連税金
- (4) 管理費用
- (5) 販売費用
- (6) 財務費用

- (7) 投資収益
- (8) 公正価値変動損益
- (9) 資産減損損失
- (10) 非流動資産処分損益
- (11) 所得税費用
- (12) 純利益

5. 所有者持分変動表

所有者持分変動表は、日本基準の「株主資本等変動計算書」に相当するもので、所有者持分を構成する各要素の当期の増減を示すために作成されます。所有者持分変動表では、当期の損益、所有者持分に直接計上する利得及び損失、並びに所有者との資本取引から生ずる所有者持分の変動は区分して表示されます。

30号準則では、以下の項目を単独で表示することが要求されています。

- (1) 純利益
- (2) 所有者持分に直接計上する利得と損失の項目及びその総額
- (3) 会計方針の変更及び誤謬の訂正による累積的影響額
- (4) 所有者の払込資本及び所有者への利益分配等
- (5) 規定に基づき積み立てられた利益積立金
- (6) 払込資本金（又は株式資本金）、資本剰余金、利益積立金、未処分利益の期首及び期末残高並びにその調整状況

6. 注記

財務諸表の注記は、以下の順序により開示されます。下記のうち(6)については、財務諸表上注記番号を付すなど、財務諸表と注記とを相互に参照できる形態にすることが求められています。

- (1) 財務諸表の作成基礎
- (2) 企業会計準則を遵守する声明
- (3) 重要な会計方針の説明
- (4) 重要な会計上の見積りの説明
- (5) 会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬の訂正に関する説明
- (6) 貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び所有者持分変動表に表示されている重要な項目に対する説明
- (7) 偶発事象及びコミットメント、非修正後発事象、関連当事者との関係及びその取引等の説明を要する事項

7. 一般企業の貸借対照表、損益計算書及び所有者持分変動表の様式

貸借対照表

会企01表

作成企業： _____ 年 ____ 月 ____ 日 単位：元

資 産	期末 残高	期首 残高	負債及び所有者持分 (或いは株主持分)	期末 残高	期首 残高
流動資産：			流動負債：		
貨幣資金			短期借入金		
売買目的金融資産			売買目的金融負債		
受取手形			支払手形		
売掛金			買掛金		
前渡金			前受金		
未収利息			未払従業員報酬		
未収配当金			未払税金		
その他未収入金			未払利息		
棚卸資産			未払配当金		
1年内期限到来非流動資産			その他未払金		
その他流動資産			1年内期限到来非流動負債		
流動資産合計			その他流動負債		
非流動資産：			流動負債合計		
売却可能金融資産			非流動負債：		
満期保有目的投資			長期借入金		
長期未収入金			社債		
長期持分投資			長期未払金		
投資不動産			専用未払金		
有形固定資産			引当金		
建設仮勘定			繰延税金負債		
工事物資			その他非流動負債		
有形固定資産処分			非流動負債合計		
生産型生物資産			負債合計		
石油天然ガス資産			所有者持分(或いは株主持分)：		
無形資産			払込資本金(或いは株式資本金)		
開発費			資本剰余金		
のれん			減：自己株式		
長期前払費用			利益積立金		
繰延税金資産			未処分利益		
その他非流動資産：			所有者持分(或いは株主持分)合計		
非流動資産合計					
資産合計			負債及び所有者持分 (或いは株主持分)合計		

損益計算書

会企02表

作成企業： _____年 ____月

単位：元

項 目	当期金額	前期金額
一. 営業収益		
減：営業原価		
営業税及び附加		
販売費用		
管理費用		
財務費用		
資産の減損損失		
加：公正価値変動収益(損失は「-」符号で表示)		
投資収益(損失は「-」符号で表示)		
その内：関連会社及び共同支配企業からの投資収益		
二. 営業利益(損失は「-」符号で表示)		
加：営業外収益		
減：営業外費用		
その内：非流動資産処分損失		
三. 利益総額(損失総額は「-」符号で表示)		
減：企業所得税費用		
四. 純利益(純損失は「-」符号で表示)		
五. 1株当たり利益		
(一)基本的1株当たり利益		
(二)希薄化後1株当たり利益		

所有者持分変動計算書

会企04表
単位：円

作成企業：

_____年度

項目	当期金額						前期金額					
	払込資本金(或いは株式資本金)	資本剰余金	減：自己株式	利益積立金	未処分利益	所有者持分合計	払込資本金(或いは株式資本金)	資本剰余金	減：自己株式	利益積立金	未処分利益	所有者持分合計
一. 前期末残高												
加：会計方針の変更												
過年度誤謬の訂正												
二. 当期末首残高												
三. 当期増減変動額 (減少は「-」符号で表示)												
(一) 純利益												
(二) 所有者持分に直接計上される利益及び損失												
1. 売却可能金融資産の公正価値変動純額												
2. 持分法適用被投資企業のその他の所有者持分の変動の影響												
3. 所有者持分項目の計上に関連する税効果												
4. その他												
上述(一)及び(二)小計												
(三) 所有者による出資及び減資												
1. 所有者による出資												
2. 株式報酬の所有者持分への計上金額												
3. その他												
(四) 利益分配												
1. 利益積立金の積立												
2. 所有者(或いは株主)への分配												
3. その他												
(五) 所有者持分内での振替												
1. 資本剰余金の資本金(或いは株式資本金)への組入												
2. 利益積立金の資本金(或いは株式資本金)への組入												
3. 利益積立金による損失補填												
4. その他												
四. 当期末残高												

以上

こちらの記事に関するお問い合わせは、
有限責任監査法人トーマツ中国室 (chinanews@tohmatu.co.jp) までお願いいたします。
また、「トーマツメールマガジン/トーマツチャイナニュース」の配信をご希望の方は、
トーマツメールマガジンのWebサイト (<http://www.tohmatu.com/jp/mm/>) にある
「トーマツチャイナニュース」にお申込下さい。